



Westlaw Japan / 大江橋法律事務所共催勉強会 第57回 90分でキャッチアップ! 英文契約の基礎

講師：弁護士法人大江橋法律事務所 弁護士・ニューヨーク州弁護士 山口 拓郎

英文契約書は、英米法に基づいて作られているものが多いため、英米法の基礎的な概念を理解していないと、その条項がなぜ存在するのか分かりにくいものがあります。そのため、まずは英文契約書を理解するために必要な、英米法の基礎的なポイントについて解説いたします。また、英文契約書は、日本語の契約書と異なる構成となっており、英文契約書特有の英語表現も多く存在するため、これらが英文契約書の理解を難しくする原因になっています。そこで、英文契約書の基礎的な構成と、頻出する英文契約書特有の英語表現の使い方や留意点を解説いたします。そのうえで、実務に携わる中で特に修正が多いと思われる条項の良い修正例と悪い修正例等をご紹介します。

日 時：2019年12月10日(火) 16:30～18:00
会 場：大江橋法律事務所 千代田区丸の内2丁目2-1 岸本ビル2F
<http://www.ohebash.com/jp/firm/access.php#tokyo>

定 員：40名

参 加 費：無料

ご持参いただくもの：筆記用具 / 受付時に名刺

お申し込みはこちら：<https://www.westlawjapan.com/event/study/191210s.html>

※申込フォームにパスワードが掛かっておりますので、パスワード1210を入力後、お申込み入力をお願いいたします。

お問い合わせ先：brand@westlawjapan.com

※講演レジュメは、お一人様1部、講演参加者の方にのみ配布いたします。

プログラム

16:30～18:00 講師によるワークショップ(質疑応答を含む)

*開催場所の都合により懇親会はございません。



※本勉強会は、企業の法務部門・IR部門のご責任者および実務担当者を対象としています。個人の方のお申し込みは、ご遠慮いただいております。また、各社2名様までとさせていただきます。

※申込者多数の場合は、申込順により参加者を決定させていただく事がありますことを、あらかじめご了承ください。

講師紹介 大江橋法律事務所

弁護士・ニューヨーク州弁護士 山口 拓郎(やまぐち たくろう)

2003年東北大学法学部卒業、2005年弁護士登録。2012年University of Southern California法学修士課程修了、2013年米国ニューヨーク州弁護士登録。国内外の多くのM&A・企業再編・事業提携・国際的な取引に関する経験を持ち、また、株主総会、コーポレートガバナンスに関するリーガルアドバイスも行っている。主な執筆として「事業譲渡の実務—法務・労務・会計・税務のすべて」(2018年9月株式会社商事法務出版)他。

ウエストロー・ジャパン株式会社

商品詳細：www.westlawjapan.com お問い合わせ：brand@westlawjapan.com 0120-100-482 (月～金9:00～18:00)



ウエストロー・ジャパン株式会社は、新日本法規出版株式会社とトムソン・ロイターの合併会社です。

新日本法規出版株式会社



THOMSON REUTERS

WL1356_201910_FD